

評価基準

1 業務委託名

社会課題解決型イノベーション創出・発信業務

2 特定方法、評価委員会及び委員

社会課題解決型イノベーション創出・発信業務の企画提案書の特定に係る評価委員会（『社会課題解決型イノベーション創出・発信業務プロポーザル評価委員会』。以下「評価委員会」という。）で、企画提案書の特定を行う。

3 評価方法

- (1) 企画提案資料と各事業者が行うプレゼンテーションに基づく、評価委員会の各評価委員の採点方式により評価する。
- (2) 評価項目・評価事項及び配点は1次審査、2次審査ともに次のとおりとする。

評価項目		評価のポイント	配点
提案事業者の概要に関すること (25点)	組織体制の妥当性	・確実に業務を実施できる組織体制が整っているか	10
	提案事業者の経験及び能力	・事業者として、実証実験プロジェクトのテーマ組成、スタートアップ等募集、実施支援及び情報発信について、十分な業務経験及び能力を有しているか。 ・業務対象（首都圏等大都市のスタートアップ等及び浜松市の企業、団体）との幅広いネットワークを有しているか	15
業務内容に関すること (60点)	プロジェクトテーマ組成に係る妥当性	・本市の地域課題や地域資源に係る実証実験プロジェクトのテーマ設計支援は実現性があり効果的な方法になっているか ・プロジェクトに参画する市内事業者・団体等の探索が十分行われる内容となっているか。	15
	スタートアップ等の募集に係る妥当性	・スタートアップ等の募集及び調整の内容は、幅広く有望なスタートアップの参画が期待できる効果的な方法となっているか ・首都圏の企業共創拠点施設や浜松市内の関連施設を有効に活用した内容となっているか	15
	プロジェクト実施支援に係る妥当性	・実証実験プロジェクトの実施支援、進捗管理は実現性があり効果的な方法になっているか	15
	情報発信に係る妥当性	・実証実験プロジェクトの取組内容や本市の魅力・地域資源について効果的に発信する内容となっているか ・「はままつスタートアップ・イノベーション拠点」の取組について、国内外に幅広く発信できる方法か。	15

スケジュール に関すること (10点)	事業スケジュール の妥当性	・事業全体を効果的に進めるためのスケジュールとなっているか	10
その他 (5点)	社会貢献活動等に 係る認証等の有無	企画提案書の提出期限日時で次に掲げる認証等を保有しているか。 ・浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 ・浜松市消防団協力事業所の認定 ・浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 ・健康経営優良法人の認定（経済産業省） ・浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 ・浜松市企業のCSR活動表彰（注1）	5
合計			100

注1 浜松市企業のCSR活動表彰では、企画提案書提出期限の2年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3つの賞以外の受賞実績は対象外）

4 評価項目ごとの評価の目安

評価項目ごとの採点は、5点満点、10点満点または15点満点のいずれかとし、原則として、下表の選定評価基準により行う。

<選定評価基準>

配点	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
5点	5	4	3	2	1
10点	10	8	6	4	2
15点	15	12	9	6	3

なお、「社会貢献活動等に係る認証等の有無」に関する項目については、上表によらず、次のとおり採点する。

- ・4項目以上取得：5点、2～3項目取得：3点、1項目取得：1点

5 提案者の順位決定方法

- (1) 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の平均点が最も高い者を受託候補者とする。
- (2) 評価委員の合計点の平均が60点以上であることを提案特定の最低条件とし、それ以上の点数を得た者の中から、受託候補者を特定する。
- (3) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ① 評価項目「業務内容に関すること」の各評価委員の採点の平均点が高い者を上位とする。
 - ② ①も同点の場合は、評価項目「提案事業者の概要に関すること」の各評価委員の採点の平均点が高い者を上位とする。